

胎内市米寿祝品購入業者選定実施要領

1 趣旨

胎内市では、敬老の日にちなみ、市内に在住する88歳（米寿）の高齢者に対し、その長寿を祝い、祝品を贈呈しており、本要領はその祝品の購入業者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 購入物品の概要

- (1) 購入物品名 胎内市米寿祝品
- (2) 購入者 胎内市
- (3) 選定方式 物品提案書の公募によるプロポーザル方式
- (4) 納入期日 令和8年8月7日（金）
- (5) 仕様 別紙「胎内市米寿祝品仕様書（以下、「仕様書」という）」のとおり

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 胎内市長から、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 胎内市に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (4) 役員の中に破産者及び禁固刑以上の刑に処された者がいないこと。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していないと認められること。
- (7) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないと認められること。
- (8) 暴力団員ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力、又は関与していないと認められること。
- (10) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められないこと。
- (11) 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。下記(12)において同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないと認められること。
- (12) 法人であって、その役員のうち上記(8)から(10)までのいずれかに該当する者がいないこと。

4 参加者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合

- (2) 選定審査委員との不適切な接触が確認された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合

5 スケジュール

項目	日程
公募内容の公表	令和8年6月18日(木)
公募内容について質疑受付	令和8年6月18日(木)から令和8年6月24日(水)午後5時まで
質疑についての回答	令和8年6月26日(金)
提案書類等受付	令和8年6月19日(金)から令和8年7月2日(木)午後5時まで
選定審査委員会	令和8年7月8日(水) 予定
選定審査結果の通知及び公表	令和8年7月9日(木) 予定
売買契約締結	令和8年7月10日(金) 予定

6 質疑受付及び回答

質問については、質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問書の提出

- ①提出書類 「質問書」(別紙1)
- ②提出期限 令和8年6月24日(水)午後5時まで
- ③提出先 〒959-2693 胎内市新和町2番10号 胎内市役所福祉介護課地域福祉係
FAX: 0254-44-8040 E-mail: fukuho@city.tainai.lg.jp
- ④提出方法 持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかにより提出

(2) 回答方法

質問書を提出している事業者へ回答書により回答し、全質問については質疑応答がまとまり次第、ホームページに掲載する。

7 提案書の提出及び提案項目

(1) 提出書類

様式	提出書類名
提案様式	胎内市米寿祝品提案書

(2) 提案書作成上の注意

- ① 提案書は胎内市が作成した提案様式の必要事項を満たすこと。
 - ② 様式の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。
 - ・提案内容は文書で簡潔に概要を記載すること。
 - ・提案物品が掲載されているカタログ等の小売価格が分かるもののカラーコピーを添付すること。
 - ・提案物品の見本品一式(祝品、ケース又は箱、包装紙、熨斗)も提出すること。
 - ③ 提案書の提出は1事業者あたり2品目までとする。
- (3) 提出期限 令和8年7月2日(木)午後5時必着
- (4) 提出先 〒959-2693 胎内市新和町2番10号 胎内市役所福祉介護課地域福祉係
- (5) 提出部数 正本1部、副本1部

(6) 提出方法 持参（上記期限までに必着のこと）

(7) その他

① 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。

② 提出された提案書は返却しない。ただし、見本品一式は選考結果の公表後に参加者に返却する。

8 選定方法

(1) 選定審査

購入候補者の選定は、胎内市敬老祝品購入業者選定プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 評価事項

配点は重要度に応じ項目ごとに配点を行う。

審 査 項 目	重要度 ☆印の数が多いほど重要度が高い
長寿を祝う品として相応しいかどうか。	☆☆
品質等についてはどうか。	☆☆
包装紙や熨斗のデザイン等はどうか。	☆

9 選定審査結果の通知

選定審査結果は、選定審査委員会終了後、速やかに提案者全員へ通知し、胎内市ホームページに公表する。選定審査結果についての提案者からの問い合わせは一切応じない。

10 その他

提案に要する一切の経費は、提案事業者の負担とする。

11 契約

胎内市は、本要領により選定した事業者と本物品の売買契約を締結する。